

保護者 各位

南城市立大里北小学校
校長 國仲 貴光
(公印省略)

【重要／要確認】学習者用端末（GIGA端末）の入替と同意書の提出および継続効力について

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。このたび、児童生徒が使用する学習者用端末（一人一台端末）を新しい機種へ入れ替えます。端末の取り扱いについて重要な事項をお知らせしますので、必ずお読みください。

(下記の各項目の詳細は、「南城市学習者用端末等使用規程」に定めています。)

1 同意書の提出について【重要】

- ・端末の使用を開始する前に「学習者用端末使用同意書（様式第1号）」の提出が必要となります。同意書の提出が無い場合、端末を児童に貸与することはできません。提出後は規程第8条により、同一校に在籍している間、同意書は自動的に更新され、「使用に係る留意事項」もこれまでどおり適用されます。

※同意書の配布後、速やかに提出をお願いします。9月の1週目（～9/4）までの提出をお願いします。

2 特に守っていただきたいこと（規程第11条）【厳守】

- (1) 端末を他人に使用させ、又は転貸しない
- (2) 売却・廃棄・故意の破損をしない
- (3) 学習以外に使用しない
- (4) 他者に被害や悪影響を与えない
 - ・端末は「だれが・何に・どのくらい」使ったか確認できます（通信量・アクセス履歴等）。生徒指導上の事案発生時は、調査のため連絡することがあります。
 - ・設定（不適切サイトへのアクセス制限）やパスワードは容易に変更できません。勝手に変更するとログインできなくなることがあります。教育委員会・学校長の指示に従ってください。
 - ・生活リズムを極端に崩すような使用はさせないでください。

3 故障・破損・紛失・盗難のときは直ちに学校へ（規程第13条）【厳守】

- ・勝手に修理せず、在籍校に直ちに連絡し、「端末亡失・損傷届（様式第3号）」を提出。
- ・盗難時は警察に届け出て証明書（写し等）を添付。
- ・故意又は重大な過失による場合は、原状回復に要する費用をご負担いただきます。

4 端末の返却について（規程第16条）【要確認】

- ・学校長から端末の返却を求められた場合は、学校長が定める日までに返却してください。
- ・転出や卒業などで在籍期間が終了するとき、また端末の入替で旧端末を回収するときは、学校長の指示に従い、遅滞なく端末を返却してください。
- ・定められた期日までに返却せず、学校長からの督促にも応じない場合は、保護者が端末の価額を弁償する責任を負うことになります。

5 家庭での費用のご負担について（規程第9条・第12条）

- ・端末の使用料は無償です。ただし、ご家庭での使用に伴う通信や充電に関する費用は、各家庭のご負担となります。
- ・ご家庭への持ち帰りの際、学校から充電器は貸与しませんので、ご家庭でお持ちのスマートフォン等のUSB Type-Cケーブル及び充電器等を利用して充電してください。

新しい端末になっても、ルールと責任はこれまでと変わりません。ご家庭のご理解とご協力を強くお願いいたします。なお、使用規程及び同意書を見直す場合は、改めて周知し同意書の再提出をお願いすることがあります。**(※上記の内容は、ホームページにも掲載しております。)**